

平成 29 年 10 月吉日

入札業社 御中

鹿児島県薩摩川内市原田町 2 番 46 号

社会福祉法人^{恩賜}財団 済生会川内病院

施設用度課 課長 山下 宗則

(公 印 省 略)

新館非常放送設備更新工事について

平素は格別のご高配を受賜り、厚く御礼申し上げます。
早速ですが、当院としましては別紙仕様書の通り工事を計画しております。
つきましては仕様書を作成しましたので、入札参加の場合下記の書類等を準備され期限までに提出して頂きますようお願い致します。

以上

記

- ・見積書 (税込み)
- ・応札仕様書

※上記書類は、10月24日(火)入札会場にて提出願います。
(応札仕様書は受付時必ず提出願います。見積書は落札業者のみ提出)

問合せ先

〒895-0074 鹿児島県薩摩川内市原田町 2 番 46 号

社会福祉法人^{恩賜}財団 済生会川内病院

TEL0996-22-8961 FAX0996-22-8941

担当者：施設用度課 川路 博久

見積もり仕様書

- 工事件名 : 新館非常放送設備更新工事 1 式
- 工事概要 : 新館防災センター内非常放送設備更新工事一式
それに伴う、既存機器確認、設備購入手配、納品、設置、電気工事、配管、廃棄物処分、養生及び仮設等を含む付帯工事とする。
- 工事期間 : 平成 30 年 1 月末までに完了とする。
- 工事対象場所 : 薩摩川内市原田町 2-46
済生会川内病院 新館全館

【 適用 】

本見積もり仕様書は、新館非常放送設備更新工事及び付属工事に適用する。

【 仕様・条件等 】

1 工事仕様・条件

- (1) 既存非常放送設備を消防法改正（平成 6 年）による「音声警報」及び自治省令第 19 号（平成 9 年）に完全対応した、最新式で機能は既存同等以上の非常放送設備に更新すること
但し、既存函体は流用可能とする。
- (2) 非常放送設備及び周辺付属設備のメーカーは限定しない。
- (3) 既存副受信機は更新しない。既存副受信は撤去し、配線末端処理、カバー取付等を行うこと
- (4) 工事は平日工事可能とするが、来院者、入院患者、検査・診察に影響が最低限となる工事計画とし、病院側との調整を行うこと
放送を鳴動させる際は事前連絡を行い、病院側と調整すること
尚、作業時間帯は、8:30~17:00 までとする。
- (5) 非常放送が出来ない期間が発生する場合、仮設等を設置し対応すること
但し、病院側が不要と判断した場合この限りではない。
- (6) 行政機関への申請手続き等を行うこと
- (7) 工事完了後の最初の消防点検時に消防設備点検業者より取扱説明・質疑等が発生した場合は対応を行うこと
- (8) 防災センター内付属設備（火災受信機・有線放送他）及び新管理棟放送設備との連動確認を実施すること
- (9) 既存放送設備（スピーカー・アッテネーター）は流用可能とする。既存放送設備に不具合がある場合の改修工事は別途工事とする。
また、未警戒エリア等がある場合も同様とする。

2 メッセージ再生・録音

- 定期の業務放送等のメッセージ録音・タイマー設定等の対応行うこと
工事完了から 1 年は無償にて、メッセージ録音・タイマー設定等の対応を行うものとする。

3 取扱説明

- 機器更新後、病院職員向けに取扱説明を 2 回以上実施すること
病院職員向け現場取扱説明書をつけること

- 4 表示
 - 配線ケーブルには行き先表示を行うこと
 - 蓄電池等定期的に更新が必要な物には表示を行い、更新リストを提出すること
- 5 図面
 - 既存放送エリアを確認し、放送系統図及び放送エリア図を提出すること
- 6 清掃
 - 工事完了後には床、壁等の清掃を実施すること
- 7 その他
 - (1) 請負業者は、作業日を当院と打ち合わせ決定し、作業日の2週間前までに納入仕様書・工程表・作業時に使用する検査書（絶縁測定・電圧・電流等の測定値・状態等記入項目、作業完了のチェックリスト等必須）・その他当院が必要とし要求する書類を提出すること
 - (2) 指定された場所において作業・点検・確認・調整を行い、協力業者にて実作業を行う場合でも、作業責任者は請負業者とし現場立ち会いを行うこと
 - (3) 工事中は、患者・来院者・職員に対し安全確保を第一に作業を進めること。
通路の通行スペースなどは、随時十分に確保する。
 - (4) 工事後に当院立ち会いの元、(1) 項の検査書に基づき完了検査を行う。
 - (5) 作業完了検収は、(4) 項を完了し必要事項や取り扱いの説明を行い、その後検収報告書・廃棄物マニフェスト・完成図書（作業報告書・作業時検査書・作業写真・取扱説明書・図面データ等含む）・その他当院が必要とし要求する書類をファイリングし提出した後行う。なお、提出書類に不備がある場合これを却下する。
 - (6) アフターメンテナンスや問い合わせ等が発生した時は、迅速に対応できること
 - (7) 工事完了後、原則1年間は無償保証期間とし、保証範囲は工事範囲全体とする。
保証期間中のトラブル対応は工賃・部品代、原則無償対応とする。
 - (8) 過去3年以内に、当院に対して納品または作業の実績があること
但し、実績がなくても施設用度課課長が承認した場合は可とする。
 - (9) 見積金額（税抜き本体）は千円単位とし、合計金額は税込み金額にて提出すること
と
見積もり内訳として、設備費、材料費、労務費、諸経費がわかる内容とすること
 - (10) 工事の際に知り得た情報については、第三者に対し絶対に漏洩しないこと
 - (11) 本件支払いは、原則検収月末日締め翌月払いとする。
但し、請負金額や当院状況により支払い月の変更を申し出ることもあり得る。
 - (12) 作業に係る法令（騒音・振動関連防止法、建築基準法、消防法、電気事業法、廃棄物処理法（リサイクル法含む）等）及び社会福祉法人^{恩賜}財団 済生会遵守規程を遵守すること
 - (13) 本件は予定価格を設定した一般競争入札による最低価格方式とし、必要書類を提出する際は、封書に封印をして提出すること（様式1・2参照）
 - (14) 本件を請け負う場合、当院と工事前に工事請負契約書を締結する。
なお、契約条項の中に独立した条項として「乙は、本件契約の履行に当たっては、社会福祉法人^{恩賜}財団 済生会法令遵守規程を理解し、誠実に業務を遂行する。」を記載することとする。
 - (15) 本仕様に関して疑義が生じた場合には、その都度当院と相互協議する。

以上